

保護者の皆様へ

特別支援教育就学奨励費（ことばの通級指導教室）についてのお知らせ
（就学に必要な経費の補助）

この制度は、ことばの通級指導教室で通級指導を受けているお子さんの保護者負担を軽減するために、通級に必要な経費（通学費）の一部を国・市が負担、補助するものです。

【補助を受けられる経費】（国で定められた額の範囲内で支給します）

世帯全員の所得額等により、認定区分が変わります。認定区分に応じて、通学費の支給割合が異なります。

- ・通学費 通級に係る経費の一部（バス賃）

各学期の終了後に、ことばの通級指導教室から通級指導を受けた児童について実績報告があり、その報告に基づいて通学費を支給します。

【提出期限】

令和7年6月20日（金）まで

教育委員会学校教育課へ『特別支援教育就学奨励費（ことばの通級指導教室）の支給にかかる収入額・需要額調査』を提出してください。オンラインによる提出も可能です。（詳しくは裏面をご覧ください）

（ 教育委員会生涯学習部学校教育課学務係
電話 0165-26-7303 ）

【オンラインによる提出について】

スマートフォンで二次元バーコードを読み取り、入力フォームから必要事項を入力してください。



オンラインによる提出にあたっては、以下のものをご準備ください。

[1] マイナンバーカード



本人確認（電子署名）のために利用します。

[2] 署名用電子証明書暗証番号

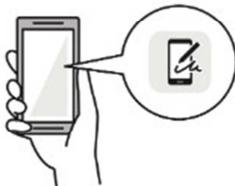


本人確認（電子署名）のために利用します。

マイナンバーカード発行時に自治体の窓口で登録します。

暗証番号をお忘れの場合は、市役所市民課戸籍住民係にて再発行の手続きをすることが可能です。

[3] スマートフォンとアプリ



スマートフォンアプリ(Graffer 電子署名アプリ)でマイナンバーカードを読み取り、本人確認を行います。

PCからご利用の方も、お手持ちのスマホにアプリをインストールしてください。

アプリはQRコードのリンク先からインストールできます。